

令和5年2月3日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和5年2月2日（木）（午前9時10分～）に、第92回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ 感染拡大防止の取組について

東京都が令和5年1月27日付で発表した「感染拡大防止の取組」（別紙2）に準じて、基本的な感染防止対策を継続して実施していくことを確認しました。なお、公共施設等の利用については、別紙3のとおり原則として利用制限はありません。

○ 令和4年度の新型コロナウイルス感染症対策事業について

令和4年度に実施している健康推進課所管の新型コロナウイルス感染症対策事業について、別紙4のとおり報告がありました。

○ 新型コロナウイルスワクチン接種について

ワクチン接種事業について、これまでの接種状況、乳幼児・小児ワクチン接種状況、令和5年度に向けた体制などについて、別紙5のとおり報告がありました。

○ 施設使用料還付の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設使用申請の取り消しに関する還付の取扱いについて、別紙6のとおり「コロナが「2類」から「5類」に適用となった日の翌月より3か月間を経過措置期間とし、経過措置期間終了翌月より施設使用料還付措置は適用しない」こととする旨を確認しました。

立川市新型コロナウイルス感染症陽性者の発生状況

○令和4年9月26日より、感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象が、（1）65歳以上の者、（2）入院を要する者、（3）重症化リスクがあり治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要な者、（4）妊婦、の4類に限定されたことから、本資料における陽性者情報の数値は原則当該対象者に関する数値である。

【令和5年1月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
【陽性者情報】																															
新たに発生した陽性者数	40	33	23	20	22	58	58	49	56	32	28	43	43	43	32	30	11	34	32	28	26	14	26	8	20	17	17	14	16	9	9
【療養状況】																															
入院中	276	291	299	298	302	305	311	312	296	296	301	293	283	293	300	286	292	281	267	268	271	275	273	277	279	281	284	238	242	242	213
宿泊療養中	6	7	6	7	9	7	7	6	7	9	9	7	4	7	7	7	7	4	4	5	5	5	4	3	1	1	2	1	1	1	1
自宅療養中	227	218	219	184	151	119	117	150	172	205	215	216	194	185	177	159	157	145	141	122	107	99	90	103	80	81	74	71	60	54	59
調整中	30	22	17	17	19	52	51	44	51	26	19	38	41	36	26	28	8	30	21	21	19	11	22	6	17	14	15	10	13	10	6
合計	539	538	541	506	481	483	486	512	526	536	544	554	522	521	510	480	464	460	433	416	402	390	389	389	377	377	375	320	316	307	279

【令和4年12月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
【陽性者情報】																															
新たに発生した陽性者数	54	37	40	34	29	16	33	46	46	39	36	41	13	50	53	60	51	50	39	29	48	48	53	51	56	49	31	59	46	67	56
【療養状況】																															
入院中	152	158	168	178	181	184	193	171	179	187	193	198	204	209	212	221	229	240	250	256	265	277	283	291	314	315	323	334	340	347	263
宿泊療養中	3	3	4	4	3	3	2	2	2	4	3	4	3	3	3	5	4	6	5	5	4	5	5	5	6	9	9	9	9	8	7
自宅療養中	110	130	131	120	136	150	128	123	131	138	145	153	170	154	170	213	194	202	211	226	199	188	185	186	184	194	211	188	208	206	231
調整中	38	34	31	29	27	13	30	41	40	34	31	34	13	45	48	54	46	40	34	25	41	38	44	42	38	43	25	53	39	60	48
合計	303	325	334	331	347	350	353	337	352	363	372	389	390	411	433	493	473	488	500	512	509	508	517	524	542	561	568	584	596	621	549

感染拡大防止の取組

令和5年1月27日
東京都

1. 感染拡大防止の取組

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年9月13日より実施

(イベント開催制限については令和5年1月27日から適用)

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の要請、協力依頼を実施

①都民向け

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 感染を拡げないための行動 等

②事業者向け

- ・ 業種別ガイドラインの遵守
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(基本的な感染防止対策の徹底)

- こまめな『換気』を行うこと
- 混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること
- マスクの着用は感染防止対策として大変重要なため、特に人と会話をする時や混雑する場所では『マスク着用』を徹底すること
- 会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクを着用すること
- こまめに『手洗い・手指消毒』を行うこと

(感染を拡げないための行動)

- 自分と大切な人や社会を守るためにも、早めのワクチン接種を検討すること
- 療養期間中にやむを得ず外出する場合はマスクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底すること
- 感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクシオン」の活用を推奨
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none">● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照）● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼● 以下の事項を実施するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスク着用周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）・ 施設の換気・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止対策の実施・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設の収容定員（※1）		
～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可	

※1 収容定員が設定されていない場合

・十分な人と人との間隔（最低1m）を確保：人数上限無し

・人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保：5,000人まで入場可

※「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合は人数上限なし

※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※3 上記の制限は令和5年1月27日から「大声あり」「大声なし」に関わらず適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等
イベント : 小規模イベント、結婚式 等
移動 : 都道府県間の旅行 等
その他 : 高齢者施設での面会 等

感染拡大防止の取組(令和5年1月27日以降)の公共施設等利用に関する一覧表

施設名称	令和5年1月27日以降の対応状況
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	<p>利用制限は原則なし (各施設で講じる基本的な感染防止策にご協力ください)</p>
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	
旧若葉小学校	
歴史民俗資料館	
古民家園	
女性総合センターアイム	
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	
たちかわ創造舎	
学校施設の貸出(教室)	
たまがわみらいパーク	
清掃工場の付帯施設	
学習館	
学習等供用施設	
西砂リサイクルショップ	
福社会館	
立川競輪場	
児童館	
図書館	
八ヶ岳山荘	

・施設の利用にあたっては、こまめな「手洗い・手指消毒」等、基本的な感染症対策の徹底にご協力ください。

・イベントの取り扱いについては、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部資料の別紙「感染拡大防止の取組」「3. 事業者向けの要請、協力依頼」「(3)イベントの開催制限」に準じることとします。

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対策事業について

市では、新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の取り組みを行っています。

1 自宅療養者医療支援事業について

感染者数の増加に伴い多摩立川保健所の業務がひっ迫した際、立川市医師会、多摩立川保健所と連携し、立川市医師会が行う自宅療養者の医療支援事業の補助を行う。

(実施数)

期間	実働日数	電話連絡数	医師訪問数	医師電話 相談数
7月13日～9月22日	49	1,146	0	3

2 退院支援事業について

自宅療養可能な状況になったが、帰宅するための交通手段がない市民に対して、交通手段を提供することで退院を促進し、重症者の病床を確保するための事業の補助を行う。

現在までの実施件数は0件。

3 食料品等支援事業について

自宅療養者に対して、東京都の支援とは別に、迅速に市から3日分程度のパックごはん、レトルト食品等の配送を行う。

(支援数) (※令和5年1月31日現在)

	世帯数	個数
4月	166	232
5月	98	141
6月	43	58
7月	637	879
8月	1,448	2,055
9月	740	1,066
10月	146	214
11月	335	467
12月	636	892
1月	348	454
計	4,597	6,458

4 パルスオキシメーター貸与事業について

自宅療養者に対して、血中酸素飽和度を測定するための、パルスオキシメーターを貸与する。

(貸与数) (※令和5年1月31日現在)

	件数
4月	32
5月	12
6月	6
7月	13
8月	125
9月	63
10月	14
11月	27
12月	39
1月	22
計	353

5 抗原定性検査キット配布事業について

医療機関の負担軽減及び感染の疑いのある方が速やかに自宅等で検査ができることを目的に、感染の疑いのある方及び無症状の濃厚接触者に対して抗原定性検査キットを配布する。

(配布個数) (※令和5年1月31日現在)

	個数
12月	213
1月	974
計	1,187

※12月21日開始

6 SMS(ショートメッセージサービス)等による事業の周知

東京都から提供される自宅療養者の携帯電話番号により、SMSを活用して食料品等支援及びパルスオキシメーター貸与事業の周知を行う。また、自宅固定電話登録者については、市職員が個別に電話連絡を行い、事業の周知を行う。

現在は、感染者の全数把握を行っていないことなどから、休止している。

(SMS配信数)

	件数
8月	6,763
9月	2,499
計	9,262

新型コロナウイルスワクチン接種について

I 接種状況

1 年齢別接種状況（令和5年1月30日（月）現在）

年齢	対象者数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
100歳以上	80	95.0%	93.8%	91.3%	82.5%	53.8%
90歳代	2,668	101.0%	100.4%	97.2%	87.7%	61.8%
80歳代	12,410	96.8%	96.4%	93.5%	86.6%	68.9%
70歳代	21,234	91.6%	91.4%	89.1%	83.1%	68.1%
60歳代	18,915	91.4%	91.0%	86.3%	75.1%	50.7%
50歳代	27,094	92.0%	91.6%	81.8%	54.7%	6.1%
40歳代	27,953	84.8%	84.3%	68.7%	36.3%	3.5%
30歳代	22,949	83.1%	82.3%	61.3%	24.0%	1.8%
20歳代	22,168	81.5%	80.1%	0.0%	18.1%	1.3%
12～19歳	12,377	76.1%	74.5%	49.7%	19.3%	0.0%
5～11歳	10,501	23.4%	20.6%	9.2%	0.0%	0.0%
0～4歳	6,775	5.4%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%
立川市	185,124	82.3%	81.4%	68.1%	44.5%	20.4%
東京都	13,794,837	81.6%	81.0%	66.9%	41.5%	19.3%
全国	125,918,711	82.4%	81.9%	68.1%	45.3%	22.4%

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づく数値で、実数とはタイムラグがある。接種対象者数は、「令和4年住民基本台帳年齢階級別人口」より年代階級の数字を集計したもの。接種人数合計は、調整中の接種済者を含む。

II オミクロン株対応ワクチン接種について（令和5年1月31日（火）現在）

1 接種経過

9月21日（水）	モデルナ社BA.1ワクチン納品
9月22日（木）	ファイザー社BA.1ワクチン納品
9月27日（火）	高齢者施設入所者・従事者への接種開始
9月28日（水）	ファイザー社・モデルナ社BA.1ワクチン接種開始（市内医療機関）
10月13日（木）	ファイザー社BA.4/5ワクチン納品
10月26日（水）	ファイザー社BA.4/5ワクチン接種開始（市内医療機関）
10月28日（金）	集団接種開始
10月31日（月）	在宅療養者への接種開始
11月28日（月）	モデルナ社BA.4/5ワクチン納品

2 接種予約状況の推移

期間	接種予約枠	接種予約者数	予約率
9/1-9/30	2,237	366	16.4%
10/1-10/31	23,516	8,980	38.2%
11/1-11/30	34,688	31,247	90.1%
12/1-12/31	34,401	21,951	63.8%
1/1-1/31	11,105	3,460	31.2%
2/1-2/28	5,625	427	7.6%
合計	111,572	66,431	59.5%

※立川市新型コロナワクチン接種予約システムから接種予約者数を抽出。

3 市内医療機関での接種

オミクロン株対応ワクチンは、現在市内 38 医療機関において実施。

※オミクロン株対応ワクチン接種開始当初は、市内 71 医療機関において接種を実施。

4 集団接種実施状況

会場	実施回数	ワクチン種別	接種者数	左記のうち予約無
市役所	8	PFBA. 4-5	1,993	464
女性総合センター	4	PFBA. 4-5	580	247
窓口サービスセンター	1	PFBA. 4-5	198	
旧若葉小	2	PFBA. 4-5	673	372
上砂川小学校	1	PFBA. 4-5	93	
ホテルエミシア東京立川（大規模）	4	PFBA. 4-5	2,136	
ホテルエミシア東京立川	6	PFBA. 4-5	695	82
ホテルエミシア東京立川	3	MDBA. 4-5	447	309
多摩信用金庫 Win センター	4	PFBA. 4-5	844	276
	33		7,659	1,750

※集計期間：令和4年10月28日（金）～令和5年1月28日（土）

5 高齢者施設接種状況

(1) 施設別接種状況

接種状況	施設数	割合
概ね完了	40	69.0%
クラスター発生により当初の計画より遅れている施設	14	24.1%
令和5年2月接種予定の施設	2	3.4%
入所者個人に接種を委ねている施設	2	3.4%
施設数合計	58	

(2) 入所者別接種状況

接種状況	対象者数	割合
接種完了	約 2,500 名	75.8%
未接種者	約 500 名	15.2%
接種希望しない者	約 300 名	9.1%
入所者数合計	約 3,300 名	

6 オミクロン株対応ワクチン接種実績

	対象者数	接種回数	接種率
立川市	185,124	78,575	42.4%
東京都	13,794,837	5,432,044	39.4%
全国	125,918,711	52,137,058	41.4%

7 ワクチン保管数

(単位：人分)

ワクチン種別	供給数	利用数	保管数
ファイザー社 PFBA. 1 ワクチン	36,270	7,500	28,770
ファイザー社 BA. 4-5 ワクチン	86,600	62,900	23,700
モデルナ社 PFBA. 1 ワクチン	5,000	3,800	1,200
モデルナ社 BA. 4-5 ワクチン	3,900	510	3,390

8 今後の方向性

(1) 市内医療機関

接種予約が充足されないことに伴いワクチンに余剰が生じるため、地域性に配慮して接種可能な医療機関を調整する。

(2) 集団接種

接種可能な医療機関の減少を補完する必要性等を鑑みて実施の可否を検討する。

Ⅲ 乳幼児・小児ワクチン接種について（令和5年1月31日（火）現在）

1 接種経過（乳幼児接種）

10月24日（月）	乳幼児用ワクチン納品
11月4日（金）	小児科等医療機関において接種開始
12月3日（土）	集団接種開始

※小児接種については、令和4年3月13日（日）接種開始

2 接種予約状況の推移

期間	乳幼児			小児		
	接種予約枠	接種予約者数	予約率	接種予約枠	接種予約者数	予約率
9/1-9/30	-	-	-	730	415	56.8%
10/1-10/31	-	-	-	742	353	47.6%
11/1-11/30	322	216	67.1%	400	312	78.0%
12/1-12/31	474	331	69.8%	540	466	86.3%
1/1-1/31	404	211	52.2%	390	187	47.9%
2/1-2/28	323	47	14.6%	320	20	6.3%
	1,523	805	52.9%	3,122	1,753	56.1%

※立川市新型コロナワクチン接種予約システムから接種予約者数を抽出。

3 市内医療機関での接種

乳幼児・小児を対象としたワクチン接種は、現在市内8医療機関において実施。

4 集団接種実施状況

対象	実施回数	接種者数
乳幼児	3	199
小児	11	1,381
合計	14	1,580

5 接種実績（年齢別接種率）

		1回目	2回目	3回目
0-4歳	立川市	5.4%	3.3%	0.0%
	全国	3.2%	2.2%	0.0%
5-9歳	立川市	19.0%	16.6%	7.4%
	全国	16.4%	15.6%	6.2%
10-11歳	立川市	34.2%	30.7%	13.6%
	全国	28.4%	27.4%	11.8%

IV 従来株ワクチン接種について

1 市内医療機関での接種

従来株を利用したワクチン接種は、現在市内2医療機関において実施。

V 接種に伴う健康被害救済について

1 健康被害救済届出受理状況

11件（令和3年5月1日～令和5年1月31日）※事故調査委員会4回開催

VI 令和5年度に向けた体制確保について

1 国の動向

国においては、現在主流のオミクロン株について、伝播性が非常に高いものの、発生初期と比較すると重症度が低下してきていること、現時点において変異株の性質が流行の動態に直接的に寄与する割合は低下していることなどから、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、5類感染症に位置付けることとして検討が進められている。

一方でワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づき実施することとされている。こうした中、オミクロン株対応ワクチンの接種開始後、一定の期間が経過している被接種者も増加しており、接種後の効果が低下していることも懸念されている。乳幼児等への接種も、希望する方への接種が完了しているとはいえない状況にある。このため、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間を1年程度延長し、今後利用するワクチンの種類について、また、高齢者や重症化リスクのある方など接種すべき対象者や接種のタイミング（回数）について検討が進められている。

2 本市の対応

ワクチン接種における自己負担の在り方、さらには体制確保における財源等について明確に決定されていないため、国による今後の方針が示された段階で予算編成を行うこととし、現段階においては、今後も継続して接種が実施されることを前提に、コールセンターや事務処理センターの在り方、接種結果の把握手法など、効率的な接種体制の確保について検討を進める。

令和5年度における施設使用料還付の取り扱いについて

1 現状

新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症を理由とする施設使用申請の取り消しに対する施設使用料の還付について、令和3年度に引き続き、4年度も施設使用料還付として取り扱うことを確認した。

【事例】

- 1 施設使用日が令和5年3月31日の施設使用申請に対する取り消し
→コロナ理由であれば、全額還付
- 2 施設使用日が令和5年4月1日の施設使用申請に対する取り消し
→コロナ理由であっても、感染症対策本部会議で5年度の取り扱いが未定のため、従前の施設使用申請に対する取り消しで対応
※仮に市民会館大ホールの使用申請取り消しを、使用日60日前までに行えば、100分の50に相当する額を還付。残りの還付を行うかは、感染症対策本部会議決定に従う。

2 提案事項

令和5年度における施設使用料還付の取り扱いについて
(提案)

- ・ 5年度も施設使用料還付措置を延長する。
- ・ ただし、コロナが「2類」から「5類」に適用となった日の翌月より3か月間を経過措置期間とし、経過措置期間終了翌月より施設使用料還付措置は適用しない。

3 施設使用料還付の取り扱いスケジュール

施設使用日	施設使用料還付の取り扱い	備考
3/31	新型コロナウイルス感染症を理由とする施設使用申請の取り消しに対し、施設使用料を全額還付	
4/1		
5/8		コロナ「5類」適用予定
6/1		コロナ理由での還付措置廃止
8/31		の経過措置期間（3か月間）
9/1	コロナ理由での還付措置廃止	

施設使用料全額還付の取り扱いについては、施設使用料未納の場合、全額納付後に適用する。